

<div><div><div><div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div></div></div></div></div>
カード会員規約 (包括信用購入転貸契約)
規約をよくお読みになってご利用のうえカードをご利用ください。
(一般事項)

第1条(会員)
株式会社エヌシーシー(以下「当社」と称します。)に対し、本規約承認のうえ、当社が発行者のクレジットカード(以下「カード」と称します。)の利用をお申込みいただき、当社が入会を認められた方が会員となります。

第2条(会員の発行と管理)
1.当社はカードを発行し、貸与します。貸与先がカードの署名欄に当該会員ご自身のご署名をいたします。

2.カードの所有権は当社に属します。会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及び、カード情報(会員氏名、会員番号、カードの有効期限等)を使用し、管理しなければなりません。

3.カードは、カー表面にお名前が記載された承認された署名欄に白署した会員ご本人の占有を第三者に移転することはできません。

4.前項に違反しカードが利用された場合、その利付代金等の支払いは会員の責任となります。

5.カードの有効期限は当社が指定する日までとし、カードの表面に記載します。カードの有効期限が到来した場合は、会員は引続き会員として適法と認められた方として本規約を承認し、また、有効期限内にカード利用その他のお支払いについては、有効期限経過後といえども会員規約の効力が維持されるものとします。

第3条(カードの利用方法)
1.会員は次の(イ)〜(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票にカード上の名前と同じ署名をいたしましたことにより、商品の購入ならぬサービスの提供を受けることができます。ただし、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、売上票記載の署名欄において加盟店に設置している端末機でカード及び暗証番号を操作するなど当社が指定する方法により、商品の購入ならぬサービスの提供を受けることができますものとします。

(イ)当社と契約した加盟店。
(ロ)エーサーカード株式会社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した日本国内の加盟店。
(ハ)セイイテック・インターナショナルサービスアソシエーション(以下「国際提携組織」と称します)に加盟した日本国内外のクレジット会社・金融機関と契約した日本国内外の加盟店(以下「海外加盟店」と称します)。
2.物品の購入又はサービスの提供を取消す場合は、当社所定の手続きによる限り、現金等個人負担の責任はいたしません。
3.会員は現金化目的の「商品・サービスの購入等」にカードのショッピング枠を利用することはできません。

第4条(年会費)
1.会員は当社所定の1年間で年会費を支払うものとします。なお、年会費は理由のいかんを問わず、返還できません。

第5条(暗証番号)
1.当社は会員からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとします。ただし、下記に該当する場合は、当社指定の方法による変更の同意を求めます。
(イ)会員からのお申し出ない場合。
(ロ)当社が禁止している番号のお申し出があった場合。
2.会員は、暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3.カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による不正な取引・現金等個人負担の責任を除き、会員はそれのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第6条(カード利用可能枠)
1.カード利用可能枠は、当社が審査し決定した額を限度とするものとします。会員はその未決済利用代金をカード利用可能枠を一定の範囲内で利用できます。なお、本年における利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、キャッシング、通信販売・電話予約販売代金、その他当社が提供するサービス等の商品・サービスの代金を含むものとします。
2.カードに相当した利用限度は、当社が承認したカードを提示した会員は、当社が承認した場合を除いて、利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。また当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを

利用した場合は、超過した金額を一括してお支払いいただく場合があります。

3.前第1,2項の利用可能枠は、当社が必要と認められた場合、会員の利用状況及び会員の信用状況等に応じて、利用可能枠を増額、又は減額することができるとし、利用可能枠を増額した場合は、増額後の利用可能枠又は減額した場合は増額しないものとします。キャッシング利用可能枠については、会員が当額を希望しない場合にもお申し出が申し出がない希望可能枠を参考に当社が審査し決定するものとします。

第7条(代金決済)

1.当社は前第2条に基づき譲り受けた債権ならびに会員の各種サービスの利用により取得した債権及び請求手数料ならびにキャッシングの利用による借入金及び前項の返済は、原則として毎月1回(締め切り、翌月7日)(金融機関休業日の場合は翌営業日)に加盟店(以下「約定支払店」と称します)に会員が予め加盟店に約定した預金口座(以下「お支払い預金口座」と称します。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の当社が指定した日にお支払いいただくことがあります。

2.会員の海外加盟店でのカード利用代金が国内通貨で表示されている場合、日本円に換算したお支払い金額は、約定支払店(以下「換算店」と称します)の海外提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートで、為替処理履歴等について2%を加算したレートで適用するものとします。

3.当社は前第1,2項に基づき毎月お支払金額を、当社指定の方法で会員が予め届け出た送先にこのご利用代金明細書として通知します。ご利用代金明細書の内容については当社へお問い合わせ、ご確認は、通知を受けた方のうち最初にいただいたものと、異議の申し立てがない場合は、ご利用代金明細書に記載の売上と残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。

4.会員のお支払い預金口座へ口座振替請求したにも係らず預金残高不足により、前第1項のご利用代金の支払請求(以下「支払請求」と称します)の口座振替等が不成功となる場合は、当社指定の金融機関の振替口座であれば、当社は指定の金融機関と約定し、約定支払店(以下「指定店」)の口座において、口座金の全部又は一部をお支払いするものとします。

第8条(支払金等の弁当順位)
1.会員は引きたい金額が本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の支払債務を返済するに足りないとし、特に通知を受けたときに法律上認められる範囲において、当社が適当と認める順序・方法によりお支払いの債務を充当するものとします。ただし、第33条に定められたホルディング払いの支払債務は、他の支払債務の優先順位において、口座金の全部又は一部をお支払いするものとします。

第9条(費用の負担)
1.会員は口座振替以外の方法でカード利用による支払金等を支払うときは、それに係る送金手数料を負担するものとします。

2.会員は支払いを滞りたことにより当社が会員の債務に基づいて金融機関に再度振替依頼をしたときは、再振替手数料として振替手続きし回につき当社所定の金額を支払うものとします。

3.カードまたはご利用明細書を再発行する場合は、再発行手数料として、その枚数に1枚につき100円(税込)を記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合、

(イ)会員が本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合、

(ロ)他会員の信用情報が著しく悪化した場合、

(ハ)会員が当社の発行するカードを複数所持している場合において、その枚数に1枚につき100円(税込)を記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合、

第10条(返金及びカードの利用停止と返却)
1.会員は当社所発行の返金手続きをするに限り、いつでも返金することができます。その場合カードは当社に指定する方法にて返送もしくは裁断のうえ廃棄するものとします。

2.会員が次の各号のいずれにも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認められる場合、又は何らかの通知を受けずして、カーの返却・返却後、又は会員の資格を取消すことになり、これらの措置をとると加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社指定の指示する方法に従い返却するものとします。

(イ)虚偽の申告をいした場合。
(ロ)本規約のいずれかに違反した場合。
(ハ)当社に対する支払債務の発生を拒否した場合。

(ニ)会員の信用情報が重大な変化が生じた場合。
(ホ)換金目的とした商品購入等、カードの利用状況が適当でない当社が認められる場合、

(ヘ)不正に使用された懸念が生じた場合、

3.前第1,2項の場合、当該会員は以下事項に同意するものとします。

(イ)当該カードの利用停止により発生する債務を自己負担するまでは、引き続き会員規約の効力が維持されるものとします。

(ロ)会員は会員番号等を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うものと、当該加盟店より通信的な継続的売上と発生した場合は速やかにお支払いいただきます。

第11条(期限の利益喪失)
1.会員は当社が提示する一切の未払債務につき当然に期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。

(イ)会員がキャッシングを利用の場合において、キャッシングの支払金の支払を1回で遅滞した場合、

(ロ)会員が2回以上の分割払い、2ヶ月を超える1回払い(ボーナス一括払い)による支払を、かつ、ショッピングを利用した場合、借入や権利の購入又は債務の受領が会により、営業のためにまたは営業としてする取引(割賦販売法)が定める業務提供誘引販売個人契約・連動販売個人契約を除く)とならず、かつ、購入又は受領された商品、権利、債務が割賦販売法に定める指定商品・購入権利又は指定債務のいずれかに該当する場合には、当該商品・購入権利又は指定債務のいずれかに該当する場合には、借入及び前項にも係らず、その期間中に支払ひかついた場合、

(ハ)会員が、1回払いのカードショッピングを利用した場合、商品や権利の購入又は債務の受領が会により、営業のためにまたは営業としてする取引(割賦販売法)が定める業務提供誘引販売個人契約・連動販売個人契約を除く)となる場合、又は購入権利又は受領された商品、権利、債務が割賦販売法に定める指定商品・購入権利又は指定債務のいずれかに該当する場合において、カードショッピングの支払金を1回で遅滞した場合、

(ニ)会員が自ら振出し若しくは引付を発生し、小切手が滞りになった場合に支払ひが停止した場合、

(ホ)会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分の中立を受けた場合、(但し、信用に関し、かつ、一旦に限り、当該銀行取引停止事由を除く場合、

(ロ)会員の故意又は重大な過失により、第三者の委託を受けて何の回りの世話をする者など、会員の関係者个人行为もしくは加担した盗難の場合、

(チ)会員が海外旅行のための帰国、調停等の申立を受けた場合、又は自らの中絶の申立をした場合、

(リ)当社が会員に対して債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知を受けた場合、

(ス)会員が購入した商品(権利を含む)の買入、譲渡、賃貸その他当社の債務を侵害する行為をした場合、

(セ)会員が会員資格を喪失した場合、(但し、2回以上の分割払い、2ヶ月を超える1回払い(ボーナス一括払いを含む)及びホルディング払いはこの限りではない場合、

2.会員は、次のいずれかに該当する場合には、当社の請求により当社に対して、一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。

(イ)会員が本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合、

(ロ)他会員の信用情報が著しく悪化した場合、

(ハ)会員が当社の発行するカードを複数所持している場合において、その枚数に1枚につき100円(税込)を記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合、

第12条(遅延損害金)
1.本会員は、会員のクレジットカードを利用に基づき当社に対して支払べき約定支払額を約定支払日に支払ひかついた場合は、約定支払額(ただし、ショッピングホルディング払い手数料、キャッシング分割払い手数料、金融サービスの手数料および利息など)を遅延損害金とは除きます。これに対し約定支払日の翌日より遅延し、なお、それを超えて以下に示す利率の範囲の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当月利用代金の支払方法がショッピング1回払い、ショッピングホルディング払い、キャッシング1回払い、キャッシングホルディング払い、その他の支払方法である場合には、当該遅延損害金は当該利用にかかわらず残存債務に対し、法定利率(年3.00%)を乗じた額を超えないものとします。

2.ショッピング1回払い、キャッシング1ヶ月を超える1回払い(ボーナス1回払いを含む)、ショッピング分割払い、年29.20%

3.ショッピング1回払い、ショッピングホルディング払い、年14.00%

4.キャッシング1回払い、キャッシングホルディング払い、年20.00%

2.本規約に基づく借付において、期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失の日から完全に弁済に至るまで、未払債務の債務全額に対して、前第12条(イ)の利率の範囲の遅延損害金を支払うものとします。

・ショッピング2回払い、ショッピングホルディングを超える1回払い(ボーナス1回払いを含む)、ショッピング分割払い、年3.00%

・ショッピング1回払い、ショッピングホルディング払い、年14.00%

・キャッシング1回払い、キャッシングホルディング払い、年20.00%

第13条(借付済済の場合の特約)
1.借付済済の場合、借付書により履行し、かつ約定支払期間の途中で借入全額を一括して支払ひした場合、当社指定の方法によりお支払いいただきます。

1.カードショッピングの分割払いの場合、78分法又はそれに準ずる当社指定の計算方法より、算出された期限未済の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払込を当社に請求することができます。

2.カードショッピングのホルディング払いの場合、当社指定の方法によりお支払いいただきます。

3.キャッシングの場合、ご利用日又は前月28日より当該支払日までの現元を、キャッシングの約定利率により算出された利息と残元本を支払い済済できるものとします。

第14条(カードの盗難・紛失)
1.カード盗難・紛失に際しては、本規約(以下「盗難」と称します。)とされ、又は紛失した場合は、速やかに当社へ電話等により届出の上、当社所定の届出書を出していただくことにより、所轄警察署へお届けいただきます。

2.カードの盗難・紛失により第三者に不正に使用された場合の損害はカード管理協会の定めるところにより、その損害額の全部又は一部が保険により補てんされる。但、保険の適用が認められた場合は、保険により補てんされない部分については、会員が故意又は重大な過失がない限り当社が負担するものとします。

3.前項によりお申し出をした後、本規約の変更を行うことができず、変更後は、会員は当該期間の後に本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容について前項の承諾の意思表示を行うものと、当該意思表示をもって本規約が変更される。

4.前項に定める期間が経過し、又は変更後の内容が盗難により前項の申し出を認めた場合、当社は、その申し出を承諾します。

(一)第2条第2項に違反して第三者にカードを利用した場合、

(二)当社が会員が盗難・紛失の通知を受理した日から61日以内が生じた不正利用の場合、

(三)戦争、地震等による著しい秩序の混乱に際して生じた不正利用の場合、

(四)本規約に違反している状況において盗難・紛失が生じた場合、

(イ)会員の故意又は重大な過失により盗難・紛失が生じた場合、

(ロ)会員の関係者、同居人、留学生その他の会員の委託を受けて何の回りの世話をする者など、会員の関係者个人行为もしくは加担した盗難の場合、

(チ)第2条第2項に違反して第三者にカードを利用した場合、

(ニ)当社が会員が盗難・紛失の通知を受理した日から61日以内が生じた不正利用の場合、

(三)戦争、地震等による著しい秩序の混乱に際して生じた不正利用の場合、

(四)本規約に違反している状況において盗難・紛失が生じた場合、

(イ)会員の故意又は重大な過失により盗難・紛失が生じた場合、

(ロ)会員の関係者、同居人、留学生その他の会員の委託を受けて何の回りの世話をする者など、会員の関係者个人行为もしくは加担した盗難の場合、

(チ)第2条第2項に違反して第三者にカードを利用した場合、

番号等は後記ご案内のとおりです。

第19条(合意書調製義務)

1.会員はカードの調製調製が必要が生じた場合は、承諾のいかんに係らず、当該カードを管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所として、

5.会員が第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づき確約し、通知のいすれかの申告をしたことがない場合、または第3項の規定に抵触しない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであつて、当社とのクレジットカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときは、当社は、直ちに本規約を解除できるものとします。本項の規定の適用により、会員が本規約を解除した場合は、借入及び前項にも係らず、その期間中に支払ひかついた場合、

(イ)盗難・紛失により第三者に不正に使用された場合の損害はカード管理協会の定めるところにより、その損害額の全部又は一部が保険により補てんされる。但、保険の適用が認められた場合は、保険により補てんされない部分については、会員が故意又は重大な過失がない限り当社が負担するものとします。

3.前項によりお申し出をした後、本規約の変更を行うことができず、変更後は、会員は当該期間の後に本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容について前項の承諾の意思表示を行うものと、当該意思表示をもって本規約が変更される。

4.前項に定める期間が経過し、又は変更後の内容が盗難により前項の申し出を認めた場合、当社は、その申し出を承諾します。

(一)第2条第2項に違反して第三者にカードを利用した場合、

(二)当社が会員が盗難・紛失の通知を受理した日から61日以内が生じた不正利用の場合、

(三)戦争、地震等による著しい秩序の混乱に際して生じた不正利用の場合、

(四)本規約に違反している状況において盗難・紛失が生じた場合、

(イ)会員の故意又は重大な過失により盗難・紛失が生じた場合、

(ロ)会員の関係者、同居人、留学生その他の会員の委託を受けて何の回りの世話をする者など、会員の関係者个人行为もしくは加担した盗難の場合、

(チ)第2条第2項に違反して第三者にカードを利用した場合、

(ニ)当社が会員が盗難・紛失の通知を受理した日から61日以内が生じた不正利用の場合、

(三)戦争、地震等による著しい秩序の混乱に際して生じた不正利用の場合、

(四)本規約に違反している状況において盗難・紛失が生じた場合、

(イ)会員の故意又は重大な過失により盗難・紛失が生じた場合、